

静岡県告示第717号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25の規定に基づき告示する。

令和4年10月28日

静岡県知事 川 勝 平 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
株式会社ラーン	裾野市佐野 118番地の2	放課後デイ Granny 御殿場	御殿場市大坂 327-5	令和4年 10月1日	放課後等 デイサービス	重症心身障 害児
NPO法人は つぱい	富士市神戸 441-1	放課後等デイ サービス す まいる らい ふ。	富士市神戸 441-1	令和4年 10月1日	児童発達支 援	重症心身障 害児